

労働・助成金情報 特急便

第4号 (2011年7月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

暑さ厳しき折ではございますが、お変わりなくお過ごしでしょうか。さて今月号は、育児・介護に関する助成金の中から、「両立支援レベルアップ助成金」の平成23年度の改正点について取り上げます。ぜひご参考にされて下さい。

両立支援レベルアップ助成金

制度の概要

仕事と家庭の両立を図る労働者を支援する事業主および事業主団体に対し助成するものです。

以下の4つのコースがあります。

- 育児・介護費用等補助コース
- 代替要員確保コース

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた場合に一定額を助成します。

- 子育て期の短時間勤務支援コース

小学校就学前（小規模事業主は3歳）までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を労働協約又は就業規則に規定し、労働者がこれらの制度を連続して6か月以上利用した場合に、事業主に支給します。なお、複数の事業所を有する事業主にあつては、全ての事業所において制度化していることが必要です。

- 休業中能力アップコース

平成23年4月1日からの変更点

▶ 子育て期の短時間勤務コースについて

労働者数100人以下の事業主の支給金額が以下のとおり変更されます。

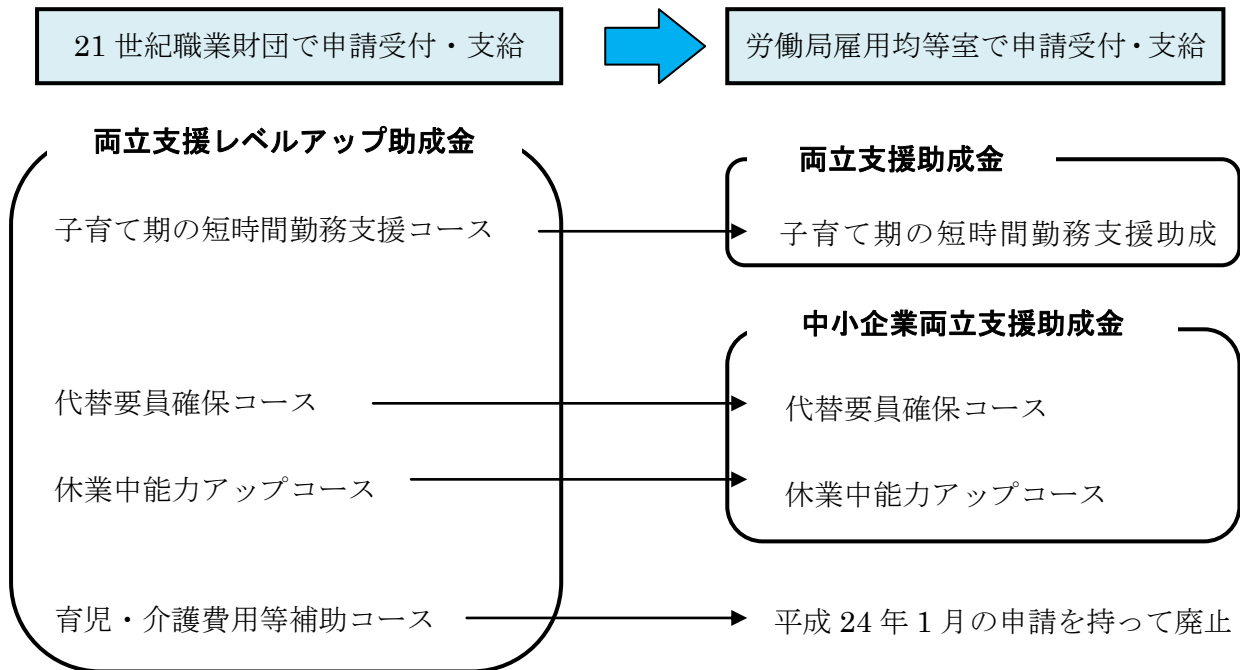
対象	金額
1人目	100万円 ⇒ 70万円
2人目～5人目	80万円 ⇒ 50万円

🇯🇵 平成23年9月1日からの変更点

- 支給期間の変更に伴い、以下のとおり助成金が再編されます

平成23年8月31日まで

平成23年9月1日から



- 代替要員確保コース・休業中能力アップコースの変更点

- ・支給対象事業主を労働者数300人以下の事業主に限定
- ・一般事業主行動計画の届出等を事業主の規模に関わらず要件に追加
- ・「事業所ごとの申請」から「事業主（企業）単位での申請」に変更
- ・代替要員確保コースは、「平成12年4月1日以降。最初に支給対象者が生じた」という要件を廃止。支給金額を一人あたり一律15万円に変更
- ・休業中能力アップコースの支給限度額を、一人あたり21万円に変更

- 育児・介護費用等補助コースを平成24年1月の申請をもって廃止

- ・支給対象事業主は、平成23年8月31日までに支給要件を満たした事業主
- ・支給対象期間は、平成23年1月から12月まで

各種助成金の詳細や、ご不明な点は、いつでもご相談ください。

参考文献：「厚生労働省ホームページ」、日本法令「ビジネスガイド（2011.8号）」、「雇用保安定のために（平成版）」